

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公開番号】特開2019-17994(P2019-17994A)

【公開日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-005

【出願番号】特願2018-125794(P2018-125794)

【国際特許分類】

A 47 G 29/10 (2006.01)

E 05 B 19/00 (2006.01)

【F I】

A 47 G 29/10 A

E 05 B 19/00 F

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月2日(2019.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

螺旋状に構成される二層のリング体であり、第一端及び第二端を有するリング体であって、前記第一端及び第二端は前記リング体の上部及び底部に位置されると共に互いに重畳せず、前記リング体は第一押圧部及び第二押圧部を有し、前記第一押圧部及び第二押圧部はリング体に対して反り曲がり、前記第一押圧部及び第二押圧部の位置は互いに対応し合うと共にギャップが形成され、前記二層のリング体は第一リング及び第二リングを含み、前記第一端及び前記第一押圧部は前記第一リングに形成され、前記第二端及び前記第二押圧部は前記第二リングに形成され、

前記第一リングの前記第一端より延伸し前記第一押圧部を超過する部分は前記第二リングの前記第二端より延伸し前記第二押圧部を超過する部分に緊密に当接され、前記第一押圧部及び第二押圧部の両側には前記リング体に沿って形成される、貼り合わせ箇所に応力点がそれぞれ形成され、これら前記応力点は前記第一押圧部及び第二押圧部が押圧された後に支持させる支持点により、第一端及び第二端が連動されて挿入口を同時に形成させることを備え、

ここでは、前記リング体は前記リング体の長さに沿って均等な厚さ及びほぼ矩形を呈する断面を有する材料で製造され、第一フラット面及び第二フラット面は前記リング体の前記長さに沿って前記第一端から前記第二端まで延伸され、前記第二フラット面は前記第一フラット面に対応させ、

また、前記リング体の前記第一端及び前記第二端が前記リング体の中間部に係合されると、前記第一端及び前記第二端が両平面に位置されて互いに間隔が空けられ、前記間隔は前記リング体の前記厚さに等しくなることを特徴とする二重キーリング構造。

【請求項2】

前記第一押圧部及び第二押圧部並びに前記第一端及び第二端はリング体の対応する位置に位置されることを特徴とする請求項1に記載の二重キーリング構造。

【請求項3】

前記第一押圧部及び第一端は同一の平面に位置され、前記第二押圧部及び第二端は同一の平面に位置されることを特徴とする請求項1に記載の二重キーリング構造。

【請求項 4】

前記リング体は剛性材質で螺旋状に構成されることを特徴とする請求項1に記載の二重キーリング構造。

【請求項 5】

前記リング体は第一端または第二端から前記リング体内部に挿入される距離はリング体に沿って180度巻回される距離であることを特徴とする請求項1に記載の二重キーリング構造。